

特別徴収義務者 様

令和7年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収義務者指定通知書

地方税法第41条、第319条、第321条の4及び第328条の5第1項並びに豊橋市市税条例第30条及び第36条の4の規定により、貴事業所を給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者として指定します。

令和7年5月15日

豊橋市長 長坂 尚登

